

改正

平成30年6月22日告示第38号

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、三世代同居等による子育て・介護の家族による助け合いを促すとともに、多子世帯における快適な住環境の構築を図り、もって定住人口の増加に資することを目的として、予算の範囲内において高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 親の一親等の直系卑属をいう。
- (2) 孫 親の二親等の卑属であって、補助対象事業契約日又は補助金交付申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 三世代同居 市内で親、子（子の配偶者を含む。）及び孫が同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 三世代近居 親の世帯と子（子の配偶者を含む。）の世帯がそれぞれ居住する住宅が市内にあり、かつ両住宅が高萩市立小中学校の学区に関する規則（昭和47年教育委員会規則第1号）による同一の中学校区にあること、又は両住宅間の直線距離が2キロメートル以内であることをいう。ただし、子の世帯に孫が同居していなければならない。
- (5) 三世代同居等 三世代同居及び三世代近居をいう。
- (6) 多子世帯 補助対象事業契約日又は補助金交付申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上の世帯をいう。
- (7) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (8) 中古住宅 新築以外の住宅をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、三世代同居等世帯又は多子世帯に属する者であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者が、市内に住所を有していること。
- (2) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請者世帯（三世代同居の場合は、その親世帯を含む。）の全員が、補助金の請求日までに取得した住宅に居住し、住民登録をすること。
- (6) 高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 前項各号に掲げる要件を全て満たす者又は申請する年度の末日までに前項各号に掲げる要

件を全て満たす見込みのある者は、補助金の交付申請をすることができる。

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業は、自己居住用の新築住宅又は中古住宅の取得（譲与、相続によるものを除く。以下同じ。）に要した費用であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯の居住に用いる住宅について、交付を申請する前々年度の4月1日以降に工事請負契約又は不動産売買契約を書面で締結し、かつ、完成又は引き渡し及び所有権保存（移転）の登記が、交付を申請する年度の末日までに完了すること。
- (2) 事業に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）が、30万円以上であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる新築住宅又は中古住宅の取得に対し、他の同種補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の定める範囲内で、1事業当たり30万円とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ10万円を加算するものとし、かつ、1事業当たりの補助金の額は50万円を限度とする。

- (1) 三世代同居等世帯かつ多子世帯の場合
- (2) 自己居住用の中古住宅を取得した場合
- (3) 三世代同居等世帯については、孫が4人以上の場合（1人につき10万円加算）
- (4) 多子世帯については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が4人以上の場合（1人につき10万円加算）

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者の住民票閲覧及び確認についての同意書
- (2) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する満年齢18歳以上の全ての者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に通学している者を除く。）の市区町村税等に滞納がないこと又は市区町村税が非課税であることを確認できる次の書類
  - ア 市税等の納付状況の閲覧及び確認に関する同意書
  - イ 申請する年の1月1日現在で高萩市外に住所を有していた者については、上記アに加えて当該住所を有していた市区町村の発行した納税証明書又は非課税証明書
- (3) 三世代同居等世帯は、親の世帯と子の世帯との関係を証明できる戸籍謄本等の書類
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 対象住宅の位置図（三世代近居の場合は、両住宅間の直線距離が分かるもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項第1号及び第2号の書類は、市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、省略させることができる。

(交付の決定)

**第7条** 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付決定（申請却下）通知書

(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(完了報告及び補助金の請求)

**第8条** 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助事業完了報告書兼補助金交付請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(1) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者の住民票閲覧及び確認についての同意書

(2) 工事若しくは売買に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

(3) 新築住宅又は中古住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書(所有権の保存又は移転の登記が完了しているもの)

(4) 対象住宅の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

**第9条** 市長は、前条の規定により請求があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第10条** 市長は、第3条各号及び第4条各号のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるとき、又は補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとし、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金返還命令書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高萩市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付申請書

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金の交付を受けたいので、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 取得する住宅及び補助申請額等

申請住宅の所在	高萩市		
	近居先の住所 (三世代近居の場合のみ記入)	高萩市	
居住区分	三世代同居 ・ 三世代近居 ・ 多子世帯		
住宅取得区分	新築住宅 ・ 中古住宅		
住宅取得に係る契約日	年 月 日	住宅取得完了予定日	年 月 日
事業に要する費用の合計額	円		
加算対象要件 ※該当要件に○印記入	<input type="checkbox"/> 三世代同居等世帯かつ多子世帯 <input type="checkbox"/> 中古住宅の取得 <input type="checkbox"/> 三世代同居等世帯の場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫が4人以上（人数： 人） <input type="checkbox"/> 多子世帯の場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が4人以上（人数： 人）		
交付申請額	円		
この事業による過去の補助	受けたことがある ・ 受けたことがない		

2. 申請者世帯の家族構成（補助対象事業契約日又は補助金交付申請日時点）

フリガナ 氏 名	続 柄	生年月日	(年齢※)	現 住 所
	本人（申請者）		( 歳)	
			( 歳)	
			( 歳)	
			( 歳)	
			( 歳)	
			( 歳)	

※年齢は補助対象事業契約日又は補助金交付申請日時点のものを記入してください。（裏面に続きます）

※三世同居・三世近居世帯の方のみご記入ください。

3. 同居又は近居を予定する者

申請者世帯と同居又は近居	同居 ・ 近居（以下の中から該当する親世帯との距離に○） 【 同一中学校区内 ・ 両住宅間の直線距離が2km以内 】		
申請者世帯との関係	申請者（世帯主）の親 ・ 申請者の配偶者の親		
フリガナ氏名	続柄	生年月日（年齢※）	現住所
		（ 歳）	
		（ 歳）	
		（ 歳）	
		（ 歳）	

※年齢は補助対象事業契約日又は補助金交付申請日時点のものを記入してください。

補助金の申請をするに当たり、私及び同居又は近居する世帯に属する全ての者が「高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない」ことを誓約します。

氏名 ㊟

【添付書類】

- (1) 三世同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者の住民票閲覧及び確認についての同意書（下欄に署名・押印をお願いします。三世近居の場合は、近居する親世帯の住民票閲覧及び確認に関する同意書を添付してください。）
- (2) 三世同居等世帯又は多子世帯に属する満年齢18歳以上の全ての者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に通学している者を除く。）の市区町村税等に滞納がないこと又は市区町村税が非課税であることを確認できる次の書類
  - ア. 市税等の納付状況の閲覧及び確認に関する同意書
  - イ. 申請する年の1月1日現在で高萩市外に住所を有していた者については、上記アに加えて当該住所を有していた市区町村の発行した納税証明書又は非課税証明書
- (3) 三世同居等世帯は、親の世帯と子の世帯との関係を証明できる戸籍謄本等の書類
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 対象住宅の位置図（三世近居の場合は、両住宅間の直線距離が分かるもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

補助金の申請をするに当たり、対象となる要件を確認するため、市の職員が私及び同居者全員の住民票の閲覧及び確認することについて同意します。また、この件に関して、同居者全員から承諾を得ています。

氏名 ㊟

第 号  
年 月 日

様

高萩市長

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金  
交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金については、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定（申請却下）しましたので通知します。

記

1 決定

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 却下

理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

高萩市長 宛て

補助事業者 住所  
氏名  
電話  
印

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助事業完了報告書兼補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助事業に係る住宅の取得が完了したので、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告し、補助金を請求します。

記

住宅の住所	高萩市		
住宅取得区分	新築住宅 ・ 中古住宅		
住宅取得完了日	年 月 日（所有権登記の受付年月日）		
同居者	氏 名	続 柄	※事務処理欄（異動日）
		本人（請求者）	
近居者			
交付決定額	円		
請求額	円		
補助金振込先 （補助事業者本人名義の口座）	銀行・組合・金庫・農協・労金		本店・支店 店番
	種別：普通・当座・その他	口座番号：	
	口座名義（カナ）：		
	（ ）		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

【添付資料】

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての者の住民票閲覧及び確認についての同意書（下欄に署名・押印をお願いします。三世代近居の場合は、近居する親世帯の住民票閲覧及び確認に関する同意書を添付してください。）
- (2) 工事若しくは売買に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) 新築住宅又は中古住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 対象住宅の写真

補助金の請求をするに当たり、対象となる要件を確認するため、市の職員が私及び同居者全員の住民票の閲覧及び確認することについて同意します。また、この件に関して、同居者全員から承諾を得ています。

氏名 ☑

様

高萩市長

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金については、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

1 取消しの理由

2 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 取消し後の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円



第 号  
年 月 日

様

高萩市長

高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金については、交付決定が取り消しとなりましたので、高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還してください。

記

1 返還理由

2 補助金返還額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 返還期限 年 月 日